

議員提出議案第1号

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の
規定により提出します

条例案……別記

令和3年2月24日提出

提出者	交野市議会議員	片岡弘子
賛成者	交野市議会議員	久保田哲
賛成者	交野市議会議員	野口陽輔
賛成者	交野市議会議員	松本直高
賛成者	交野市議会議員	山本景
賛成者	交野市議会議員	友井健二
賛成者	交野市議会議員	中谷政人

提案理由 交野市議会議員の報酬に議会運営委員会委員長及び副委員長並びに各常任委員
会委員長及び副委員長の報酬額を加算したいため。

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び議員」を「、委員長（議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をいう。以下同じ。）、副委員長（議会運営委員会副委員長及び常任委員会副委員長をいう。以下同じ。）及び議員」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、議長、副議長、委員長及び副委員長のうち2以上の職にある者に係る議員報酬は、当該職に係る議員報酬のうち最も高いものとする。

第2条ただし書中「又は副議長」を「、副議長、委員長又は副委員長」に改める。

第4条第1項及び第3項並びに第5条第1項中「議長、副議長及び」を削る。

別表第1中「

副議長	571,500円
-----	----------

」を「

副議長	571,500円
委員長	550,000円
副委員長	545,000円

」に改める。

別表第2中「議長、副議長及び」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。